



## バス棚倉・不当労働行為救済申立て 東京都労働委員会より救済命令が出される！

2019年11月11日、現在JTSU-Bで奮闘する仲間が「ジェイアールバス関東の職場において、支店長から労働組合を脱退するよう強要と干渉などのパワハラを受けたこと」等について、東京都労働委員会へ「不当労働行為救済申立て」を行っていました。本日、2021年9月16日、東京都労働委員会より、私たちの主張が認められた「勝利命令」が出されました。

- ### 命令の主なポイント
- ❑ 申立人が申立後に当時加入していた労働組合を脱退し、組合員資格を喪失したとしても、そのことをもって申立適格を喪失したとする会社の主張は採用することはできない。
  - ❑ **支店長の行った行為は、組合の運営に干渉し組合を弱体化させる行為であるといえること。**
  - ❑ 支店のトップである支店長は、組合を脱退しなければいけない理由について、会社がそういう方針だからと述べていることからすれば、**支店長の行為は、会社の意に体してなされたものであったということ。**
  - ❑ **支店長による行為は、会社による組合の運営に対する支配介入に当たる。**
  - ❑ 会社や申立人が当時加入していた労働組合の中央執行委員会見解では、解決済みとされているが、団体交渉の経過や申立後の会社の対応から、本件について「解決済み」「集团的労使関係が正常に回復された」とまでは断ずることができず、**類似の行為が繰り返されるおそれがあったといえない。**
  - ❑ 申立人は、本件申し立てを維持するために、本件申し立てに反対の立場をとっている当時加入していた組合を脱退せざるを得ない状況にあったといえ、会社の主張は認められない。



# 東京都労働委員会が 会社の意志で行われた 「不当労働行為」 と認定！



2019年11月11日、現在JTSU-Bで奮闘する仲間が「ジェイアールバス関東の職場において、支店長から労働組合を脱退するよう強要と干渉などのパワハラを受けたこと」等について、東京都労働委員会へ「不当労働行為救済申立て」を行っていました。本日、2021年9月16日、東京都労働委員会より、私たちの主張が認められた「勝利命令」が出されました。

## 命令の主なポイント

※ 東京都労働委員会の判断

- ❑ 申立人が申立後に当時加入していた労働組合を脱退し、組合員資格を喪失したとしても、そのことをもって申立適格を喪失したとする会社の主張は採用することはできない。
- ❑ **支店長の行った行為は、組合の運営に干渉し組合を弱体化させる行為であるといえること。**
- ❑ 支店のトップである支店長は、組合を脱退しなければいけない理由について、会社がそういう方針だからと述べていることからすれば、**支店長の行為は、会社の意に体してなされたものであったということ。**
- ❑ **支店長による行為は、会社による組合の運営に対する支配介入に当たる。**
- ❑ 会社や申立人が当時加入していた労働組合の中央執行委員会見解では、解決済みとされているが、団体交渉の経過や申立後の会社の対応から、本件について「解決済み」「集团的労使関係が正常に回復された」とまでは断ずることができず、**類似の行為が繰り返されるおそれがあったといえない。**
- ❑ 申立人は、本件申し立てを維持するために、本件申し立てに反対の立場をとっている当時加入していた組合を脱退せざるを得ない状況にあったといえ、会社の主張は認められない。

**不当労働行為根絶への突破口が開かれた！ 健全なJR東日本・グループ会社を取り戻すために“脱退パワハラ訴訟”をたたかい抜こう！**